

# 1 介護予防サービス関係

## 1-1 老人保健事業・介護予防事業に関するQ & Aについて

### 1. 老人保健事業関係

#### (1) 健診関係

(問1) 基本健診に新たに追加された項目は、全て実施しなければならないのか。また、全ての実施が困難で、一部実施しなかった場合、健診事業全体が交付対象外となってしまうのか。

(答)

基本健診に新たに追加された生活機能評価に関する項目については、現行の老人保健事業と同様、必須項目については、全て実施することを原則としており、一部実施しなかった場合には、基本的には交付の対象とならない。

(問2) 基本健診における総合判定については、生活機能評価に関する項目も考慮するのか。

(答)

お見込みのとおり。

(問3) 18年度から、65歳以上の老人保健事業は「健康診査」及び「健康手帳の交付」のみと示されたが、残りの健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導はどうなるのか。

(答)

65歳以上の者に対する健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導に相当する事業については、介護保険法に基づく介護予防事業により、介護予防の観点から実施することとしている。

(問4) 65歳以上の者のうち、健診で生活習慣病予防上の指導や個別健康教育が必要となった者については、老人保健事業と地域支援事業のいずれで実施するのか。

(答)

地域支援事業については、介護予防を目的として実施することとしており、65歳以上の高齢者に対して、介護予防の観点からの必要な指導を行うことは差し支えない。

(2) 経費関係

(問5) 平成18年度以降の基本健診においても、70歳以上の者は費用徴収しないのか。徴収しないのであれば、費用設定が、①65歳未満、②65～69歳、③70歳以上の3段階になるのか。

(答)

1. 70歳以上の高齢者の費用負担については、これまでどおり、平成18年度においては行わない方向で検討中である。
2. その他の費用の基準についても、できるだけ早い段階でお示ししたいと考えている。

(問6) 基本健診における生活機能評価に関する項目の結果について、医療機関から地域包括支援センターへの情報提供に関する経費については、地域支援事業の対象経費としてよいか。

(答)

基本健康診査を委託して実施した場合、その結果については、委託契約上、実施機関から市区町村へ報告されるものと考えられることから、情報提供に関する経費について、別途地域支援事業に計上することはできない。

(問7) 医療機関における日常の診療等において、生活機能の低下が疑われる者を確認し、介護予防特定高齢者把握事業における基本チェックリストによる生活機能評価を行った結果、特定高齢者に該当する蓋然性が高いと判断されたため、当該医療機関が市区町村等に情報提供した場合、この費用はどうなるのか。

(答)

医療保険制度による診療情報提供料を算定できるものと考えられる。

## 2. 介護予防事業関係

### (1) 事業関係

(問8) 市区町村において地域保健活動として行っている精神保健福祉活動で訪問している事業については、訪問型介護予防事業として考えてよいか。

(答)

1. 介護予防事業は、介護予防の観点から実施するものであり、精神保健福祉活動とは事業の趣旨・目的が異なることから、訪問型介護予防事業には当てはまらない。
2. しかしながら、事業の効果を上げる観点から、介護予防事業の実施に当たっては、関係部局、関係機関が、連携して様々な事業等を総合的に活用できるよう実施していただくことが望ましいと考えている。

(問9) 訪問型介護予防事業において、訪問する担当者は、ホームヘルパー等でもよいのか。

(答)

訪問型介護予防事業の担当者については、基本的に保健師等の専門職が担うことが適当であると考えている。

(問10) 通所型介護予防事業は対象者の通いを基本としているが、送迎も可能か。

(答)

「送迎」についても、通いの範疇に含まれると考えており、同事業の中で実施することは可能である。

(問11) 9月26日開催の担当課長会議資料の60頁によると、生活管理指導員派遣事業は「対応する地域支援事業の各事業の内容に合致すれば地域支援事業として実施可能」となっているが、対応しないように思える。当該事業は在宅高齢者に対する基幹的的事业であり、「訪問型介護予防事業」で実施すると解釈できないか。また、「生活管理指導員短期宿泊事業」を地域支援事業の対象にすることはできないのか。

(答)

1. 「生活管理指導員派遣事業」及び「生活管理指導員短期宿泊事業」については、「基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する」ため、保健師、ホームヘルパー等を派遣し、また、当該者を宿泊させ指導等を行う事業として、現在「介護予防・地域支え合い事業」で実施しているところ。
2. これらの事業については、
  - (1) 「生活管理指導員派遣事業」において事業が実施されている者に対して生活機能評価等を行った結果、特定高齢者と判断された者又は生活環境等の状態から特定高齢者と同等であると判断された者については、「訪問型介護予防事業」の対象に該当するものとして判断して差し支えない。
  - (2) また、(1)と同様に「生活管理指導員短期宿泊事業」の対象者のうち、特定高齢者又はそれと同等であると判断された者については、通所型介護予防事業の対象者として差し支えない。

(問12) 特定高齢者把握事業については、把握する方法として保健師等が悉皆的に訪問して実施することは考えられるのか。

(答)

特定高齢者把握事業においては、住民を悉皆的に訪問してその状態を把握する事業を実施することは想定していない。

(問13) 9月26日開催の担当課長会議資料の61頁によると、特定高齢者把握事業の一部は地域包括支援センターに委託できるとなっているが、例えば、在宅介護支援センターには委託できないのか。

(答)

特定高齢者の選定に当たっては、対象者の生活機能等の聞き取りを行うなど、介護予防ケアマネジメントと一体的に実施することを基本として考えており、地域包括支援センターにおいて実施することが望ましい。

(問14) 介護予防特定高齢者施策評価事業及び介護予防一般高齢者施策評価事業については、実施主体が市区町村となっているが、委託することはできないのか。

(答)

1. 評価事業については、データの集計や分析等について委託することは可能と考える。
2. しかしながら、これらの分析結果に基づき事業を評価することは、市区町村が自ら実施することが適当であると考えている。

(問15) 介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、実施主体が市区町村となっているが、委託することはできないのか。

(答)

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、事業の趣旨に沿ったものであれば、市区町村が適当と認めた者に対して委託できるものとする。

(2) 経費関係

(問16) 地域支援事業における介護予防事業について、正規職員の人件費として費用を計上することはできないのか。

(答)

地域支援事業交付金の対象経費については、9月26日開催の担当課長会議資料の54頁の問11でお示しのとおり、器具等を購入する場合等を除き、制限を設けないこととしている。

(問17) 地域支援事業の介護予防事業における備品購入費については10万円以下とすることだが、例外はないのか。

(答)

介護予防事業における備品購入費については、10万円以下のものに限ることとしている。なお、市区町村の判断で、地域支援事業交付金以外の一般財源により購入することを妨げるものではない。